

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 201

処 分 名	と畜場使用料又はとさつ解体料の認可及び変更認可	
処 分 の 概 要	と畜場の使用料又はとさつ解体料の設定及び変更を認可する。	
根 抱 法 令 名	と畜場法(昭和28年法律第114号)	
条 項	第12条	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		7日
標準処理期間		計 7日
判断基準	と畜場法第12条による都道府県知事の認可を受ける、	
<b>【根拠法令等】</b> <b>&lt;と畜場法第12条&gt;</b> 第十二条 第1項 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はとさつ解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料の額を変更しようとするときも、同様とする。 第2項 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額を超えると畜場使用料又はとさつ解体料を受けてはならない。 第3項 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、第一項の規定により認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならない。		

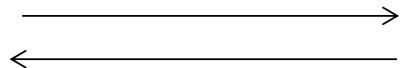
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

①申請書類の提出

- ・と畜場使用料の設定、変更の認可
- ・とさつ解体料の設定、変更の認可

と畜場設置者  
と畜場管理者  
と畜業者



松山市

②認可

- ・書類の審査
- ・聞き取り調査

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。